

## 新「山九購買ネットシステム」(P-MAPS)ご利用規約

### 第1条(目的、定義)

本規約は山九株式会社(以下「山九」という)が運営する※EDI(Electronic Data Interchange)取引である山九購買ネットシステム(以下「P-MAPS」という)を本システム利用者(以下「サプライヤー」という)が利用する為の規約を定めたもので、「バイヤー(購入者)」である山九および別表に定める※当該関連会社(以下「山九グループ」という)と「サプライヤー」の商品売買取引を円滑にして相互の利益向上を図ることを目的とします。

(※EDI = 電子データ交換。「P-MAPS」では主にインターネット商品検索及び自動発注システムを指します。)

(※第1条の当該関連会社とは山九グループ『統合経営管理システム』(I-MAP)を導入している山九系列会社をいいます。)

### 第2条(利用申し込み)

1. 「サプライヤー」は「P-MAPS」の利用に際し※「取引代金受領に関する依頼書」に必要事項を記入し、「山九」へ提出するものとします。
2. 「山九」は「取引代金受領に関する依頼書」受領後、加入審査を行い、承認した「サプライヤー」にパスワードを交付する。これにより、双方が本規約に合意し利用を開始したものとします。

(※「取引代金受領に関する依頼書」とは取引先を新規に登録する際に必要な書類です。)

### 第3条(発注、売買契約)

1. 「サプライヤー」の「P-MAPS」上の受注機能の利用については、別途「P-MAPS」の審査、承認及びオペレーショントレーニングを行うものとします。
2. 「サプライヤー」が「P-MAPS」へ半期毎(年2回)に入札した価格を売買契約価格とし、その見積有効期間は6ヶ月間とします。尚、市況等の不測な価格変動に関する商品の見積有効期間の設定については別途協議の上、取り決めるものとします。
3. 「山九グループ」が「P-MAPS」で発注した場合は、「山九グループ」が発行する注文書と同様の効力を有するものとします。
4. 個別契約の成立は「山九グループ」が「P-MAPS」で発注し、「サプライヤー」がインターネットを介して受注返信を行った時に成立するものとします。
5. 「サプライヤー」は「P-MAPS」で個別契約成立(受注)の確認を行うものとし、処理が遅れている場合は、速やかに発注者に通知するものとします。
6. 「P-MAPS」の個別契約が成立した場合、「サプライヤー」は「P-MAPS」上で指示された納品場所、希望納期内に受注商品の納品を行うものとし、納品の際には「P-MAPS」の納品書発行機能による指定された納品書を使用するものとします。

### 第4条(請求書)

「P-MAPS」を利用した「山九グループ」と「サプライヤー」との取引については、下記の理由により請求書の発行は不要とします。

#### 【理由】

- ①取引情報は、「P-MAPS」のデータベースで一元管理されていること。
- ②「山九グループ」が検収した情報については「サプライヤー」側では変更入力できないこと。
- ③「サプライヤー」が登録した単価等の情報については「山九グループ」では登録できないこと。
- ④「山九グループ」および「サプライヤー」は、請求内容についての画面照会がタイムリーにできること。

尚、検収後に請求情報の入力ミス等が判明した場合は、翌月に取引情報の修正入力を行うこととします。

### 第5条(検収)および(支払い)

1. 「山九グループ」が「P-MAPS」にて検収処理を行った購買データを「サプライヤー」からの請求データとします。
2. 「P-MAPS」利用に際する支払いは、「山九グループ」各社から個別に支払われるのではなく、「山九」が一括して「サプライヤー」に支払うことに同意するものとします。
3. 別途ファクタリング契約を締結した「サプライヤー」は、条件に応じて山九クリアリングカンパニー(株)から支払うことに同意するものとします。

#### 第6条(債務引受期日)

「山九グループ」が購入した請求データの「山九」への債務の移管(帰属)は請求月の月末日とし、移管については、「サプライヤー」は同意するものとする。

#### 第7条(個別契約の不成立及び除外品)

次の各号に該当する場合、個別契約(受注)は成立しないものとします。

1. 「山九グループ」の発注後に該当商品が製造中止、取扱い中止等で「サプライヤー」が商品の供給ができなくなった場合。
2. 契約期間に関わらず、相当の理由があって発注(受注)単価に相違が生じた場合。
3. その他、「サプライヤー」及び製造元等の事情で相当の理由がある場合。

#### 第8条(取引先コードの管理)

1. 「サプライヤー」は自己の取引先コード及びパスワードの管理、運用に責任を負い、「取引代金受領に関する依頼書」の記述内容に変更が生じた場合または取引先コードやパスワードが外部に漏洩した場合は速やかに「山九」に届け出るものとします。
2. 「サプライヤー」は自己の取引先コードおよびパスワードを第三者に譲渡、利用および売買できないものとします。

#### 第9条(機密保持)

1. 「山九グループ」から「P-MAPS」を通じて提供する情報は機密情報とし、「サプライヤー」は当該機密情報を「山九グループ」の書面による事前の許諾無く、第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、次に掲げる情報は機密情報に含まれないものとします。
  - (1) 「山九グループ」から取得前または取得後にサプライヤーの責によらず公知となった情報
  - (2) 既に第三者から正当に入手した情報
2. 「山九グループ」および「サプライヤー」は「P-MAPS」における取引価格等の取引情報を第三者に開示しないものとします。

#### 第10条(費用負担)

「サプライヤー」の「P-MAPS」を利用するために必要な機器(PC)、ソフトウェア、通信にかかる費用は、自己の負担とします。ただし「P-MAPS」を利用するためのシステム費用については、ガソリン、軽油、灯油等の石油製品を除く商品取引代金の0.3%を負担するものとする。

#### 第11条(免責)

「山九グループ」は「P-MAPS」の管理、運営について欠陥のないように努力しますが、情報の不備、システム及び通信回線の障害その他不可抗力により発生した「サプライヤー」の損害については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第12条(利用停止、損害賠償)

「サプライヤー」が次の各号の一に該当する場合、「山九グループ」は「サプライヤー」の取引先コードを抹消し、P-MAPSの利用権を取り消す事ができるものとします。また、「サプライヤー」が次の第1号または第2号に該当して「山九グループ」に損害を与えた場合、「サプライヤー」はその損害を「山九グループ」に賠償するものとします。

- (1) 当規約に違反した場合
- (2) 取引先コードおよびパスワードを不正に利用した場合
- (3) 破産、特別清算、民事再生手続きもしくは会社更生手続きの申し立てを行った場合
- (4) 2年以上にわたり「P-MAPS」を利用せず、「P-MAPS」での商取引がない場合

別表:グループ会社一覧

以上